

令和6年度若年層を活用した首都圏広報業務仕様書

1 事業の目的

首都圏在住の若年層の視点で静岡県の様々な取組や魅力を発信することで、首都圏在住の若年層の静岡県への興味関心を惹起し、静岡県を就職や移住、観光先として認識してもらうことで関係人口を増やし、静岡県の将来の人口減少に対応する。

2 委託業務の内容

- ・ 首都圏在住の若年層(大学生を想定)を活用して本県の魅力を若年層に届ける広報を実施する。
- ・ 広報手法は問わない。ただし、県の公式 YouTube チャンネルや静岡県東京事務所公式 SNS との連携を提案すること。
- ・ 令和6年10月21日(月)に都内で開催する「ふじのくに交流会」においてブースを出展し成果を発表すること。その際に成果をまとめた広報物を配布又は掲示すること。なお、ブースの出展料は無料とする。
- ・ 事業の効果測定方法を提案し、実施すること。
- ・ 事業終了後、報告書を作成し提出すること。

3 その他の留意事項

(1) 実施体制

ア 受注者は本事業を推進し全体の責任をとる実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。

イ 実施責任者は、契約期間を通して県の担当者と十分な意志疎通が図れる者とする。

ウ 受注者が業務を遂行するにあたり必要となる協議、打合せ等一切の経費は、すべて契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

(2) 秘密保持等

ア 県及び受注者は、静岡県個人情報保護条例及びセキュリティポリシーに十分留意しなければならない。

イ 受注者は、この業務の遂行の過程で知り得た秘密を、県が公表するまで他に漏らしてはならない。

ウ 万が一、個人情報の漏洩に伴い県に損害が発生した場合は、受注者はその一切の責任を負うものとする。

(3) 著作権等

ア 本業務の実施により作成した成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、県に帰属するものとし、県が必要とする場合は、特段の協議を経ずに、成果物を利用すること(第三者への貸与及び譲渡を含む。)ができる。

イ 受託者は、通常想定される範囲内における成果物の改編については、著作者人格権を行使しないものとする。

ウ 受託者は、県の承諾を得て、成果物を利用すること(第三者への販売、貸与、譲渡等を除

く。)ができる。

エ 受託者が本業務を行うに当たり生じた著作権等に係る第三者との紛争についての責任は、受託者が負うものとする。

(4) その他

ア 上記に基づいて、契約を締結する。

イ 契約後、双方協議の上、契約額の範囲内で仕様を変更することがある。

ウ 当仕様書に記載されていない事項、又は疑義が生じた場合は、県と受託者の協議により決定するものとする。